

三保松原保全活用計画



静岡市

はじめに

『三保松原（みほのまつばら）』は、万葉の昔から多くの和歌の歌枕として、中世以降は謡曲「羽衣」や絵画のモチーフとして、大正 11 年(1922)には、国の名勝に指定されて、今日まで、大切に守り継がれてきました。

この歴史の重みと文化の香りに満ちた『三保松原』を保存管理するために、昭和 52 年（1977）には「名勝三保松原保存管理計画」を策定し、その後、時代の趨勢に合わせ、平成 23 年(2011) 3 月に改定を行い、先人の想いを繋いできました。

そして、平成 25 年(2013) 6 月には、カンボジアのプノンペンで開催されたユネスコ（国際連合教育科学文化機関）世界遺産委員会において、『三保松原』を構成資産に含む富士山の世界文化遺産登録が決定しました。登録名「富士山～信仰の対象と芸術の源泉～」は、とりもなおさず、日本の文化的価値観が世界的に評価されたことを意味します。

登録は同時に、保全していくためのさらなる努力が私たちに課せられたこととなります。『三保松原』の類希な風致景観を守るには官民一体となったこれまで以上に積極的な取り組みが必要であり、自然の織りなす白砂青松と数多の芸術の源泉となった価値を後世に伝えていく義務があります。

一方で、日本の財産から世界の財産として『三保松原』を世界に売り出すまたとないチャンスであり、どのように活用していくのかも大きな課題となりました。『三保松原』には、登録以来、多くの来訪者があり、交通問題をはじめ、環境問題、来訪者のおもてなしなど様々な課題が浮き彫りになってきました。

そこで、これまでの「名勝三保松原保存管理計画」に基づいて、富士山世界文化遺産とその構成資産であることを念頭に、『三保松原』をどのように保全していくのか、また新たに活用という視点を加えて、保全と持続可能な活用の調和のとれた基本理念と方針、行動指針を示し、「三保松原保全活用計画（以下、本計画とする）」としてまとめました。

これを機に、未来永劫、多くの皆様に親しまれ愛される『三保松原』が継承されることを期待しています。

結びに、本計画の策定にご協力いただきました検討委員の先生方、ご助言をいただきました地元の皆様、文化庁、静岡県等々、関係各位に深く感謝申し上げます。

平成 26 年 7 月 静岡市

目 次

1	計画の概要	・・・ 1
	(1) 計画策定の背景	・・・ 1
	(2) 計画の目的	・・・ 1
	(3) 計画の位置づけ	・・・ 1
	(4) 計画の範囲図	・・・ 3
2	名勝と世界文化遺産としての価値	・・・ 8
	(1) 名勝三保松原の本質的価値	・・・ 8
	(2) 富士山世界文化遺産構成資産としての顕著な普遍的価値	・・・ 10
3	三保松原の現状と課題	・・・ 12
	(1) 保全の状況と課題	・・・ 12
	(2) 活用の状況と課題	・・・ 15
4	基本理念と基本方針	・・・ 18
	(1) 基本理念	・・・ 18
	(2) 基本方針	・・・ 19
5	行動指針	・・・ 20
	(1) 保全指針	・・・ 20
	(2) 活用指針	・・・ 22
6	関連する諸計画	・・・ 25
7	組織体制	・・・ 29
8	資料	・・・ 32
	(用語解説・構成資産の境界設定根拠・検討委員会名簿)	

※ 資料編 (別冊)
個別事業一覧

1 計画の概要

(1) 計画策定の背景

『三保松原』は、大正 11 年(1922) 3 月 8 日に日本国で最初の「名勝」に指定され、管理団体である静岡市(旧清水市)が、国、静岡県、民間団体等、多様な関係機関と相互に連携を図りながら、その保存管理を実施してきた。

そして、平成 25 年(2013) 6 月には、その本質的価値・顕著な普遍的価値が評価され、富士山世界文化遺産の構成資産として登録された。

平成 28 年(2016) 2 月までに、ユネスコに対して「保全状況報告書」の提出が要請されており、積極的に改善に取り組み、その状況を報告することになっている。

(2) 計画の目的

このような背景を踏まえ、『三保松原』の保全と活用について、基本理念、基本方針、行動指針を示し、多様な関係機関と意識の共有を図りながら、名勝として、そして世界遺産の構成資産としての価値を次世代に継承していくことを目的とする。

策定にあたっては、世界遺産に相応しい保全活用のあり方や具体的な施策、官民連携による推進体制のあり方、文化観光の推進による地域経済の活性化策などについて、各分野の専門家による助言をいただきながら、実効性があり、かつ長期的な運用が可能な保全活用計画を構築する。

(3) 計画の位置づけ

平成 23 年(2011) 3 月改定の「名勝三保松原保存管理計画」は、主に、『三保松原』の名勝としての本質的価値・文化的価値を記載し、それらを保存するための規制について取りまとめた計画である。

「本計画」は、富士山世界文化遺産の構成資産であることを念頭に、保全の強化と新たに活用の視点を加えて策定するものである。

策定にあたっては、本市の総合計画、都市計画マスタープラン、観光戦略等、三保地区に関わる計画とも整合性を図るとともに、市民からの意見も取り入れる。

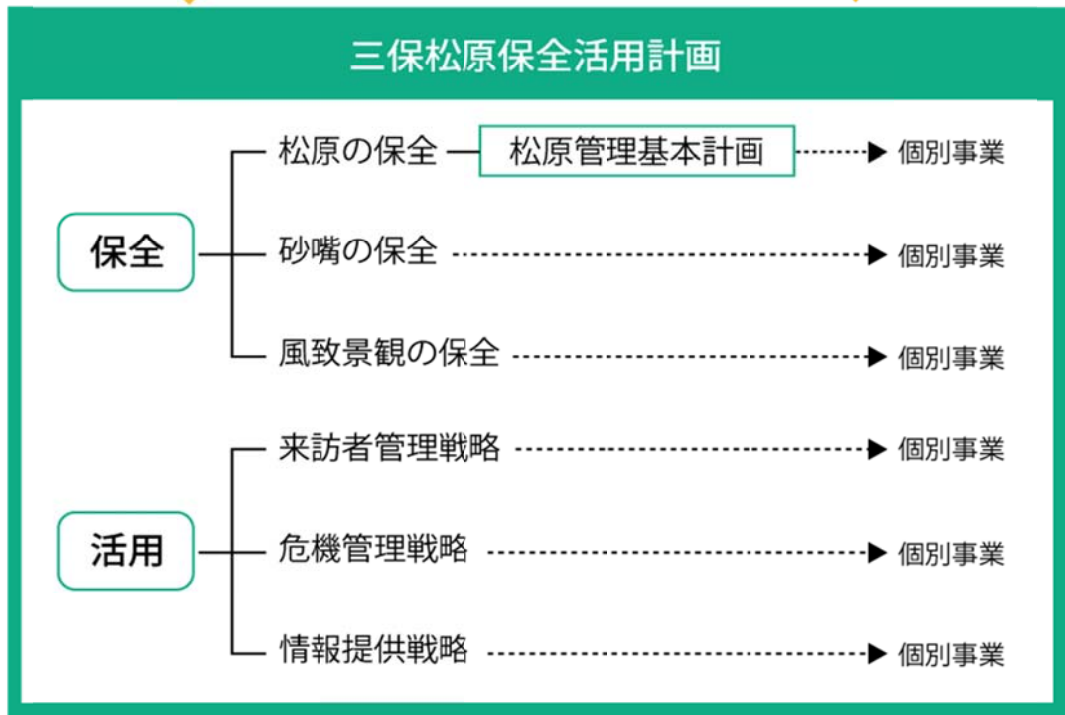
富士山包括的保存管理計画

2012年1月策定：
静岡県、山梨県及び関係国機関、市町村

静岡市の総合計画・環境・
景観・観光等既存計画

名勝三保松原保存管理計画

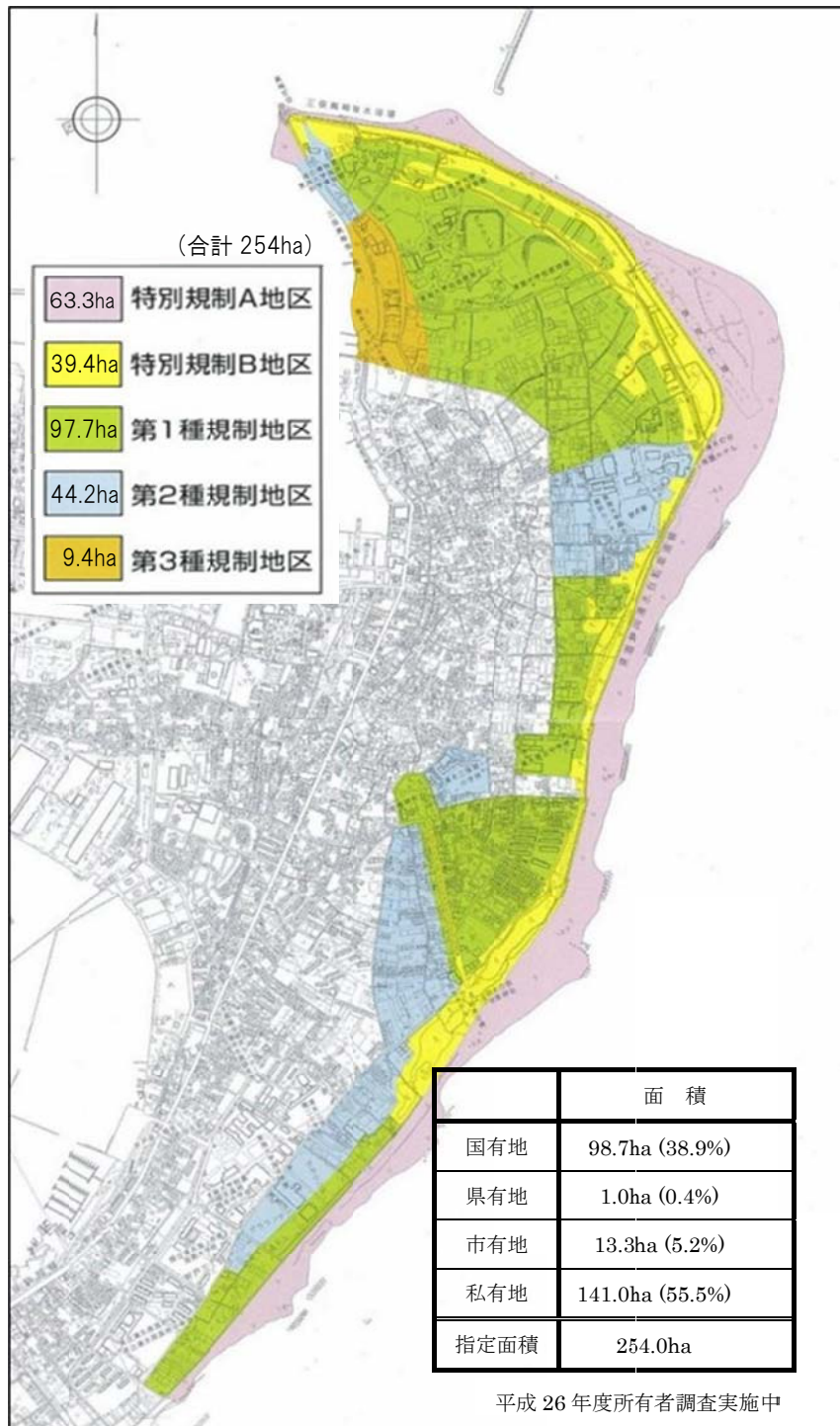
2011年度策定：静岡市



(4) 計画の範囲図

本計画の対象とする範囲は、「名勝三保松原規制地区図」及び「富士山世界文化遺産構成資産三保松原範囲図」に示すとおりとする。

①名勝三保松原規制地区図



名勝三保松原規制地区図解説

名勝指定地内を5つに区分し、それぞれの地区に合致した現状変更等の取扱基準を定めることが妥当であり、名勝としての普遍的本質的価値を保持するために、既存並びに将来の諸計画との整合を図りつつ、それぞれの取扱基準を設定したものである。

ア 特別規制A地区

防潮堤外側の国有浜地の海浜地区で、松原の風致景観保護のため、現状変更は原則として認めない。ただし、次に該当する場合はこの限りではない。

- (ア) 人命の安全を確保するためのもの。
- (イ) 海岸保全上必要なもので、風致景観等に著しい影響を与えないもの。
- (ウ) 既存の飛行場の滑走路の整備。

イ 特別規制B地区

松原としての優れた風致景観を保ち価値の極めて高い地区であり、将来に渡って松原を保護し、風致景観の維持を図るとともに、その回復にも努めるものとする。従って、風致景観の維持及びその回復を目的とする事業以外の現状変更は原則として認めない。ただし、次に該当する場合はこの限りではない。

- (ア) 人命の安全を確保するためのもの。
- (イ) 福祉上欠くことのできない公共施設で、他の地域では設置の意義を失うもの。
- (ウ) 既存の構築物の改築で建築面積及び高さを上回らず、風致景観に配慮したもの。
- (エ) 都市公園としての機能を有する施設（トイレ、水飲み場、ベンチ、遊歩道等）の設置。
- (オ) 災害復旧等の公共事業。
- (カ) 既存飛行場について業務遂行に必要な管制施設、格納庫の整備。

ウ 第1種規制地区

特別規制地区に次ぐ、優れた三保松原の風致景観を形成しており、風致景観の維持を図っていく地区であるが、地域経済社会の振興と発展に配慮する必要がある。従って、次のような行為は認めない。

- (ア) 高さ 17 メートル以上の構築物の新築、増改築。ただし、学校施設、体育施設等の照明及び旗柱に類するものについては、その高さが地盤面から 25 メートルを超えないものを除く。
- (イ) 第 1 項の規制を超える既存の構築物で、既存の高さを上回る増改築。
- (ウ) 松の生立木の枝打ち及び伐採。ただし、やむを得ない場合については管理団体と協議する。
- (エ) 環境を損なう恐れがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄又は埋立。
- (オ) 風致景観を損なう恐れがあると認められる形状及び彩色の構築物の設置。

エ 第 2 種規制地区

三保松原の風致景観を形成しており、風致景観の維持に努めなければならない地区であるが、住民の生活の場であることを配慮する必要がある。従って、原則として次のような行為は認めない。

- (ア) 高さ 21 メートル以上の構築物の新築、増改築。ただし、学校施設、体育施設等の照明及び旗柱に類するものについては、その高さが地盤面から 25 メートルを超えないものを除く。
- (イ) 松の生立木の枝打ち及び伐採。ただし、やむを得ない場合については管理団体と協議する。
- (ウ) 環境を損なう恐れがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄または埋立。
- (エ) 風致景観を損なう恐れがあると認められる形状及び彩色の構築物の設置。

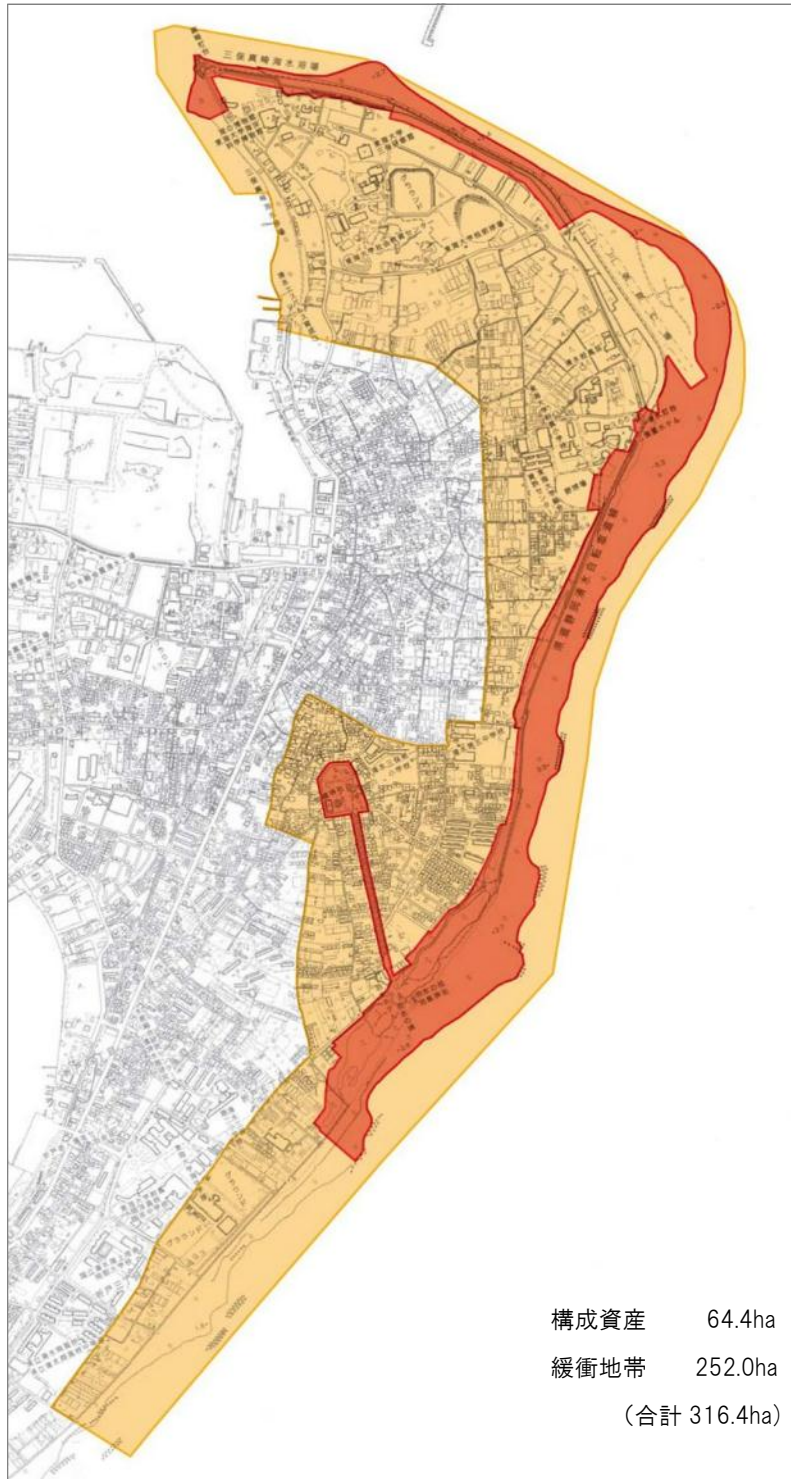
オ 第 3 種規制地区

三保半島の内海側で主たる松原の風致景観から離れている地区であるが、三保半島先端部の風致景観維持の上で重要な地区であり、無秩序な開発は避けなければならない。従って、次のような行為は認めない。

- (ア) 松の生立木の枝打ち及び伐採。ただし、やむを得ない場合については管理団体と協議する。
- (イ) 環境を損なう恐れがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄又は埋立。
- (ウ) 風致景観を損なう恐れがあると認められる形状及び彩色の構築物の設置。

②富士山世界文化遺産構成資産三保松原範囲図

濃いオレンジ・・・構成資産 64.4ha
薄いオレンジ・・・緩衝地帯 252.0ha



富士山世界文化遺産構成資産三保松原範囲図解説

ア 構成資産

世界文化遺産の顕著な普遍的価値を具体的に証明するものとして選ばれた資産であり、三保松原では、名勝指定地域の中核となる松原及び砂嘴・砂浜を中心に 64.4ha を構成資産としている。

(構成資産の境界設定の根拠は P33 の図面を参照)

イ 緩衝地帯

富士山の顕著な普遍的価値に対して、物理的又は景観上の負の影響が想起しうる範囲として設定した地帯である。

緩衝地帯においては、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律をはじめ、景観法（及び同法に基づき地方公共団体が定める用途地区）、海岸法、及び関係市町村が定める自主条例等を適切に運用・実施することとしている。三保松原では、構成資産周囲の 252.0ha を緩衝地帯としている。



神の道

2 名勝と世界文化遺産としての価値^{※1}

(1) 名勝三保松原の本質的価値

①三保松原の名勝指定とその基準

名勝三保松原の文化財としての指定内容は、以下のとおりである。

ア 種別 名勝

イ 名称 三保松原（みほのまつばら）

ウ 所在地 静岡県静岡市清水区折戸、三保

エ 指定年月日及び告示番号

大正 11 年 3 月 8 日 内務省告示第 4 9 号

オ 指定基準

名勝の 3（花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所）

8（砂丘、砂嘴^{さし}、海浜、島嶼）

カ 説明（指定時）

駿河湾口に在り外洋に面する砂嘴としては特に著名なり。駒越より北東に突出すること延長約一里半。就中勝景の殊に賞すべきは三保村以北の約 14,5 町北に突出する地域にして幅は南に広く北に尖れり。青松一帯に茂生し、北に富士山の天空に聳ゆるを望む。

キ 補足

大正 11 年（1922）11 月には、静岡市（旧清水市）が管理団体に指定された。

大正 11 年（1922）の指定は、天橋立、岡山後樂園、金沢兼六園など全国的に極めて著名な名勝と同時の、我が国ではじめての指定であった。

さらに、大正～昭和初期には尋常小学校国語読本に「はごろも」が掲載されたり、文部省唱歌として「羽衣」が歌われたりするなど、知名度が向上した。

また、昭和 26 年（1951）に、静岡県立自然公園条例により「日本平・三保の松原県立自然公園（平成 19 年名称変更）」に指定され、風景地等の保護が図られている。

以上のように、『三保松原』における本質的価値は、海岸線一帯のクロマツの林、特徴ある砂嘴と砂浜、そして、雄大な富士山の眺望を併せた優美な風致景観である。

また、『三保松原』のシンボルとして、羽衣伝説の中で天女が羽衣を懸けたマツとして伝承されている、「羽衣の松」がある。

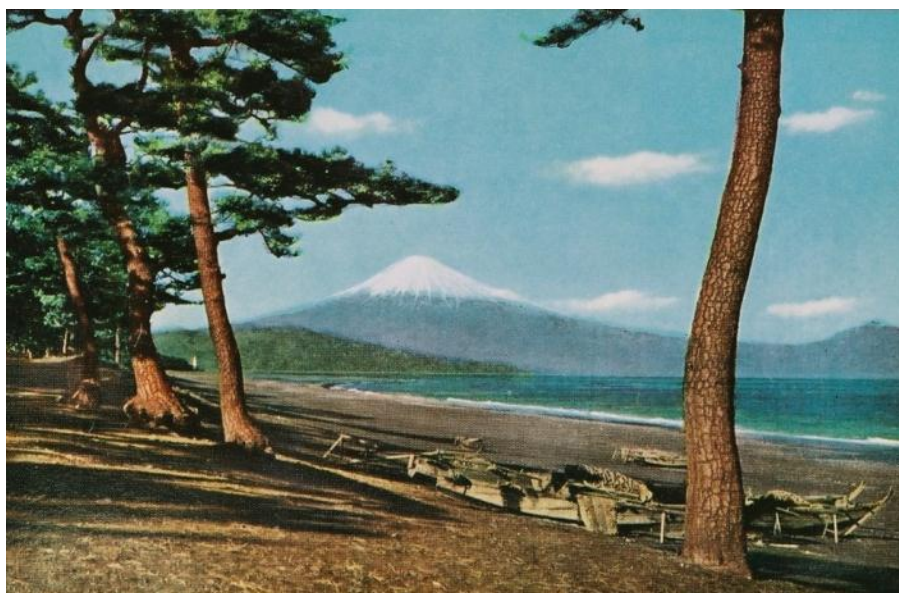
現在は、あたかも松林の中心に鎮座するごとく、平成 22 年 10 月に世代交代をした推定樹齢 200 年から 300 年の風格を持つ新「羽衣の松」が悠然と屹立している。

さらに、三保地区の御穂神社は、創建が 9 世紀に遡ると伝わる、駿河国の式内社（延喜式内社）22 社のうちの一つであり、朝廷をはじめとして、今川氏、徳川氏などの武将からも篤く崇敬されてきた。「羽衣の松」から同神社に至るまでの 500m ほどの松並木は、「神の道」と呼ばれ、荘厳な雰囲気を出している。

名勝指定から 90 年以上が経過し、三保松原周辺地域は大きな変貌を遂げているが、「羽衣の松」、^{※2}「羽車神社」から「神の道」を経て「御穂神社」に至る地域一体は、構成資産内において極めて重要な地区である。

※1 本計画では、「価値」という表記について、名勝の場合は、「本質的価値」、富士山世界文化遺産の場合は、「顕著な普遍的価値」を意味するものとする。

※2 羽車神社は、旧羽衣の松に隣接して建つ御穂神社の離宮であり、神事の際に海の彼方より来臨する常世神は、まずこの社に降臨すると伝わる。



三保松原からの富士（昭和初期）

(2) 富士山世界文化遺産構成資産としての顕著な普遍的価値

『三保松原』は、富士山から 45 km 離れているが故に、その雄大な姿の全容を一望でき、かつ富士山の顕著な普遍的価値である「信仰の対象」及び「芸術の源泉」の両面を明示する本源的な構成資産である。

「信仰の対象」としては、山頂への宗教的登山が庶民の間に拡大した 16 世紀には、富士山に対する信仰を景観として描き出した『絹本著色富士曼荼羅図』において、図像の下方に『三保松原』が配置されるようになり、当時の日本人が『三保松原』を富士山への登拝の過程を表す重要な霊地として認識していたことを示している。この景観認識は、18 世紀から 19 世紀前半にも継承され、多くの参詣図や登山案内図においても、『三保松原』が富士山信仰の聖域の西端に描かれていること、登拝者が登拝に際して歌った複数の道中歌に含まれていることから明白である。また、三保地区で厚く崇拝されてきた御穂神社の縁起（三保大明神御縁起）によれば、富士山とのつながりが認められる。

「芸術の源泉」としては、いにしへの歌に詠まれた語句と枕詞が直結した連想を喚起するように、名だたる景勝地を描いた絵画の世界には、一体不可分の構成要素が見て取れるが、とりわけ、富士山と『三保松原』はその代表と言える。

例えば、富士山が描かれた絵画では、常に富士は画面の最上位に、最下方には『三保松原』を配し、その間には清見瀧を、更に上方の富士山側に清見寺が置かれる。伝雪舟筆の「富士三保清見寺図」では、富士、清見寺、清見瀧、『三保松原』の各要素が備わっている。また、数多く描かれてきた「富士三保松原図」は日本人の心が安らぐような原風景を代表する構図であるが、狩野探幽筆の「富士山図」をはじめ、西洋にまで大きな影響を与えた歌川広重らの浮世絵の数々、近代の横山大観や下村観山など、富士山と『三保松原』の二つの要素は、堅く結びついている。

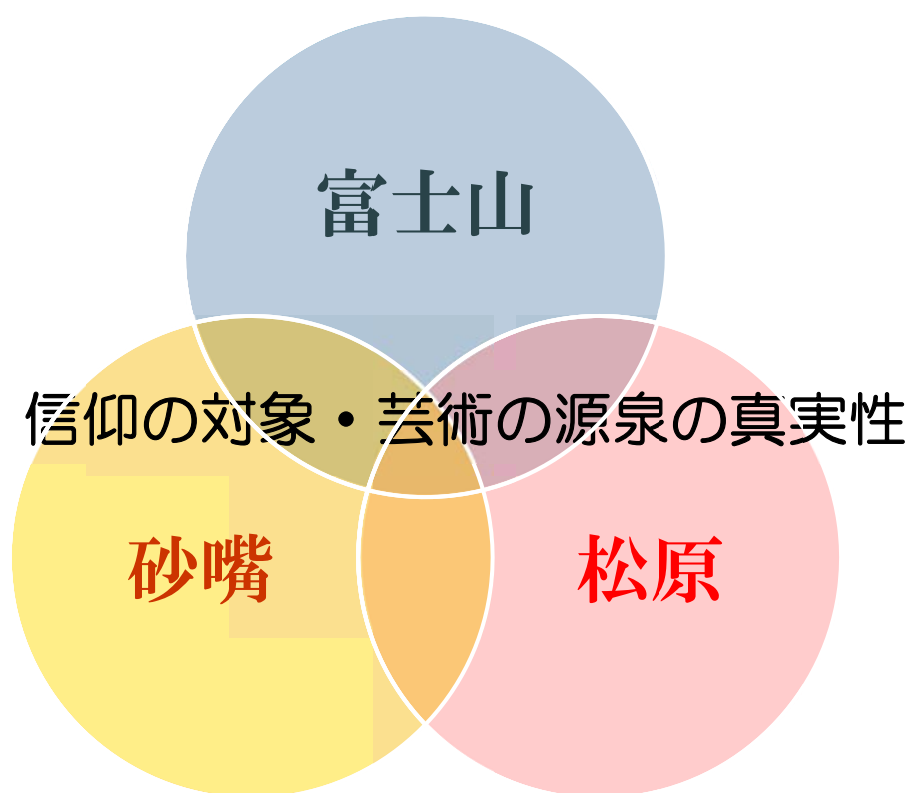
文学の面でも、日本最古の詩歌集である『万葉集』が 8 世紀に編纂されて以降、『三保松原』は歌枕として数多の和歌の題材となった。また、16 世紀には、「羽衣伝説」を題材として謡曲『羽衣』が制作され、現代に伝承されている。

以上のように、『三保松原』は富士山と一体のものとして認識されていたからこそ、信仰の具体的な表現である曼荼羅図などにも不可欠な存在であり、同時に数多くの優れた芸術や文学など、世界の人々を感動させる傑作を生み出してきたのである。

自然物である富士山と『三保松原』が、信仰と芸術の分野で日本人の感性を刺激し、多くの芸術作品に結実してきたことは、他の 24 の構成資産と共に富士山の顕著な普遍的価値を如実に示している。

このことが、ユネスコ世界遺産委員会において、多くの国々が『三保松原』を富士山と一体であると評価した理由であり、文化的に繋がっていることの紛れもない証である。

富士山、松原、砂浜が織りなす風致景観には、日本人の心に訴える美意識が存在している。この顕著な普遍的価値を後世に末永く継承していかなければならない。



3 三保松原の現状と課題

(1) 保全の状況と課題

①生育環境の悪化

高度経済成長以降、松葉が燃料として使用されなくなり、松原内には松葉が堆積し、雑草や異種樹木が繁茂するなど、富栄養化が進むと共に、排気ガスなどのさまざまな要因からマツの生育環境が悪化しているため、その改善が必要である。



松原の様子

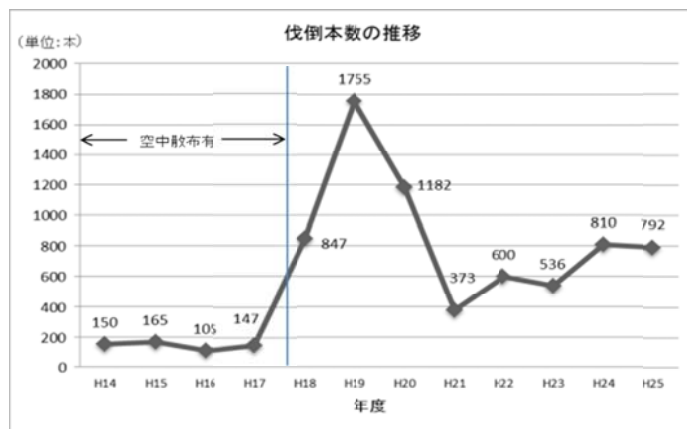
②病虫害の拡散

松くい虫防除事業を行ってきたが、静岡県防除実施基準の改正に伴い、住宅や学校等への影響を配慮し、平成18年度より空中散布を中止したが、その時期を同一にして松枯れが進んだ。その後の徹底的な伐倒により減少傾向をみたが、終息に向かう状況となっていない。



枯れ松

3名の巡視員での月4回の松原内による報告を受け、早期に伐倒処理しているが、毎年数百本が伐倒されているのが現状であり、今後、一層の対策の拡充が必要である。



③倒木の危険性

シロアリ被害による幹の空洞化や台風などの自然災害により、松の枝や幹が折れて生活道路や自転車道、遊歩道を塞いだり、民家の屋根を破損したりする被害が発生している。市民の安心・安全な生活を守る必要がある。



倒木した松

④海浜の減少

海岸侵食が進み砂浜が減少している。このため、養浜事業や消波ブロックを設置して、侵食を防いできたが、イコモス（国際記念物遺跡会議：ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関）からは景観が阻害されているとの指摘を受けた。

景観に配慮した海浜の保全が必要である。



海岸侵食防止のために設置された消波ブロック

⑤複雑な松林の管理

土地の所有者が国、県、市、民間に分かれており、その管理の区分・手法が明確になっていない。

また、松林の適正な密度、間伐、枝打ち、植林等の基準がなく、保全のための管理の一元化が必要である。名勝指定地のうち、松林の面積は 57ha 程度である。

所有関係については現在調査中である。



空から見た三保半島

⑥保全のためのボランティア活動の支援と調整

登録以来、市民の皆さんの保全意識が高まり、様々な団体が清掃活動や松葉かきなどを行っている。しかし、個々の団体が独自に実施しており、羽衣の松周辺に集中してしまう。また、植林活動も市有林・県有林に限定されており、支援する仕組みやガイドラインの確立が必要である。



ボランティア清掃

⑦(民間)祭事・習俗の後継者不足

構成資産内にある御穂神社の参道は、松並木(神の道)となっている。建物の保存状況は良好であるものの、浜や神社での祭事や習俗などを行う後継者が不足しており、その育成が必要である。



御穂神社

⑧(民間)地域の文化と伝統の継承

三保地区では松原を大切にするという地域文化があり、また「羽衣の舞」等の芸能も受け継がれてきた。

自治会、住民はもとより様々な分野の人々と協働しながら地域の伝統を守っていく必要がある。



羽衣の舞

(2) 活用の状況と課題

①世界文化遺産としての情報提供の不足

『三保松原』の価値を発信し、雨の日でも風致景観を楽しめる工夫が不足している。また、観光情報を伝える、はごろも情報ひろば「みほナビ」を仮設置したが、規模内容をさらに充実させた本格設置が必要である。



はごろも情報ひろば「みほナビ」

②観光地としての短い滞在時間

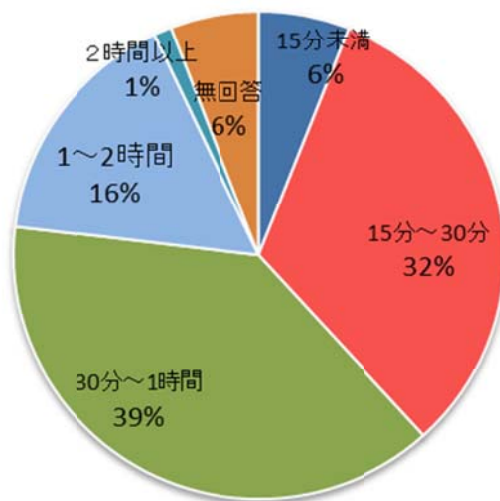
天女伝説で有名な「羽衣の松」周辺に、多くの来訪者があるが、駐車場から海岸に出て、富士山を眺望するだけの、滞在時間が短い立ち寄り型の観光地となっている。

このため、新観光バス専用駐車場の設置を行うと共に御穂神社、神の道、羽衣の松を含めて世界遺産であることのPRを積極的に行っていく。



羽衣の松

三保松原の滞在時間



平成25年三保半島地区観光に関するアンケート調査結果

③交通アクセスと駐車場の確保

来訪者の急増のため、観光バスと自家用車駐車場を暫定整備したが、本格整備が必要である。また、三保半島の玄関口である駒越東町交差点は、「地域の主要渋滞箇所」となっており、その対策が必要である。



既存バス駐車場

④遊歩道・トイレの整備不足

遊歩道の再整備の必要性を指摘されている。また来訪者の急増によりトイレが不足していることから、新たに1ヶ所整備を行ったが、既存のトイレについても再整備を検討中である。



既存トイレ周辺

⑤土地利用のあり方

美しい自然景観を楽しむことができるものの、人々が憩い、寛ぐことのできる空間や災害時(津波など)の避難場所が不足しているため、規制内容の見直しを検討する必要がある。また、松原でのバーベキュー等の火気使用制限等を遵守させる必要がある。



羽衣公園予定地

⑥看板の不統一

名勝地内に誘導案内、由来看板、文学案内、注意喚起看板、松の養生タグの位置や色彩などが乱立し、美観を損ねている。サインの統一が必要である。



乱立した看板

⑦ (民間) マツの活用

枯れ松葉のペレット化、松葉を利用した商品の開発など、現在大量に処分されている松葉の活用について研究している学校等との連携、支援策の実施が必要である。



松葉を利用したしおり

⑧ ホスピタリティの不足

ボランティアガイド等への支援を一層行い、ボランティアガイド養成も支援していく必要がある。



ボランティア養成講座

4 基本理念と基本方針

現状を踏まえ、より魅力ある『三保松原』とするための基本理念と基本方針を示す。

(1) 基本理念

世界文化遺産富士山の構成資産として『三保松原』が登録されたことにより、富士山との関連を中心に据えた保全と持続可能な活用が求められている。『三保松原』の本質的価値を守り、活用しながら次世代に継承していかねなければならない。

そこで、「緑豊かな松原」と「美しい砂嘴」、及び「富士山が織りなす風致景観」をキーワードに以下の基本理念に基づき、さまざまな施策を展開していく。

基本理念（めざすべき姿）

緑豊かな松原と美しい^{※さし}砂嘴、天空に^{そび}聳える

富士山が織りなす風致景観を未来に引き継ぐ

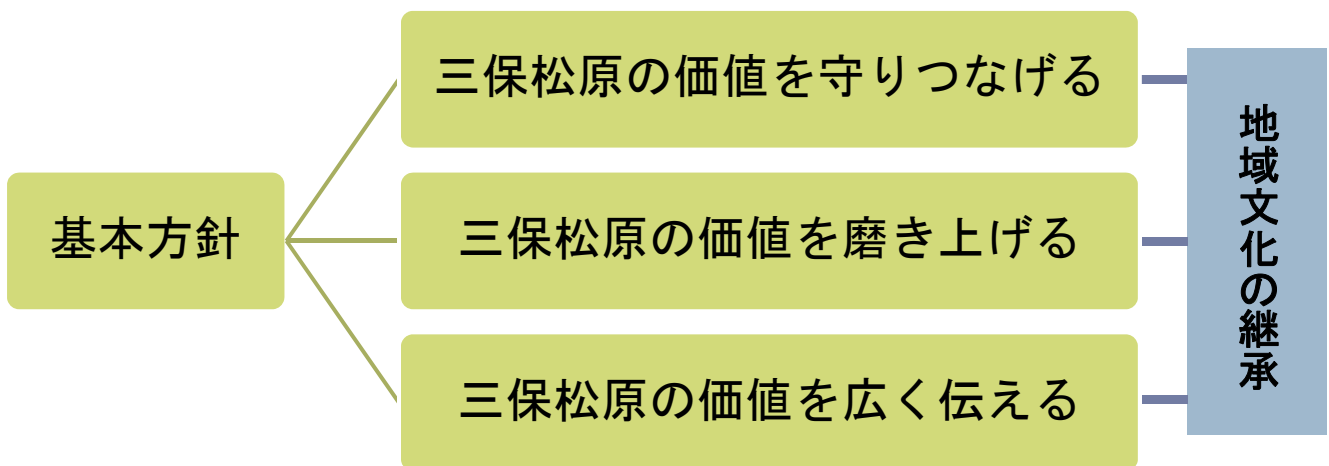


※砂嘴とは 沿岸流により運ばれた砂礫（されき）が陸地から海中に伸びる形で堆積し形成された地形。鳥の嘴（くちばし）に似ていることからこう呼ばれる。

(2) 基本方針

「名勝三保松原保存管理計画」に基づくとともに、「本計画」の基本理念に則り基本方針を定める。

保全については、富士山世界文化遺産の構成資産であることを加味し、下記の3点を基本方針に定める。なお、この基本方針は、『三保松原』を今日まで守ってきた地域文化の継承があって成り立つものである。



① 『三保松原』の価値を守りつなげる

海岸に沿って広がる松林と一文字に伸びる砂嘴の保全に努め、類希な富士山との風致景観を守り、同時に松原と共に生きてきた地域の人々の文化を市民と連携して後世につなげる施策を展開する。

② 『三保松原』の価値を磨き上げる

名勝及び世界文化遺産の構成資産としての、今ある価値を活かし、魅力の向上を図る。かつ国内外の来訪者が安全、快適に楽しむことができ、そのことによって価値を減ずることのない受け入れ体制を構築する。

③ 『三保松原』の価値を広く伝える

『三保松原』の価値を示す資料を展示し、あわせて学校教育での活用や、生涯学習の機会を提供する。また、理解を深めてもらうため、常に新しく適切な情報の発信を行う。

5 行動指針

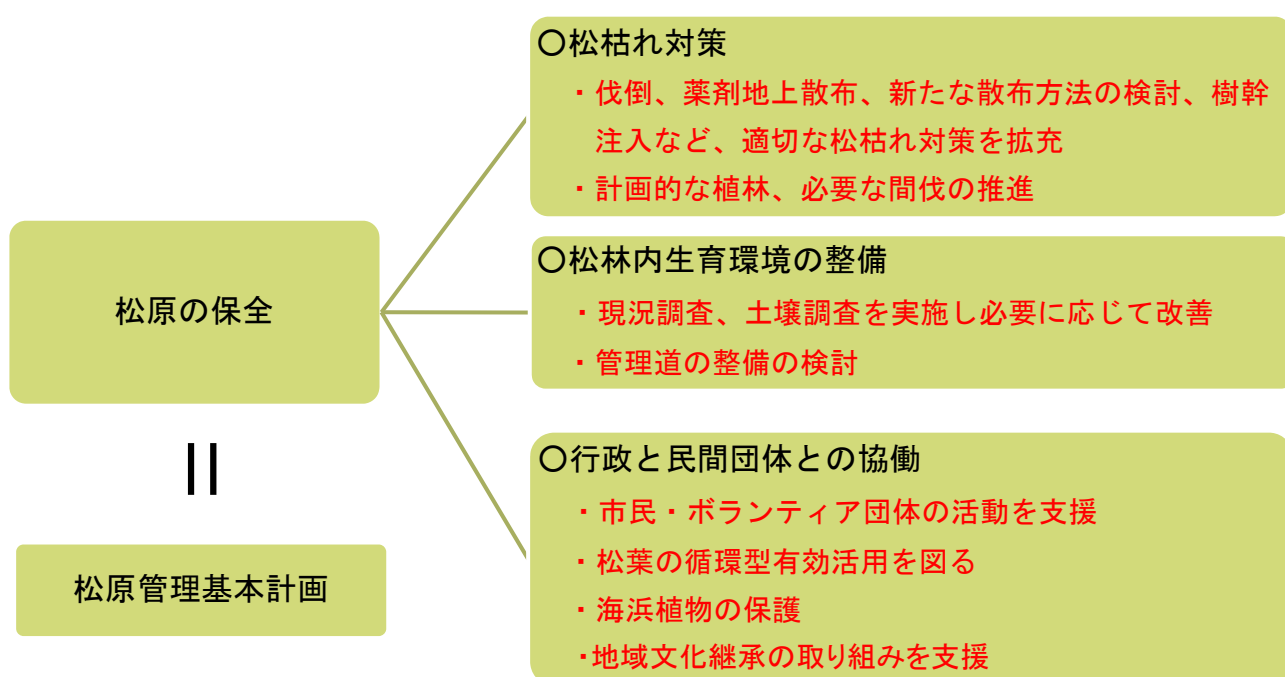
ここでは、基本理念および基本方針に基づき、施策の方向性を示す。施策は、ユネスコより求められている「保全対策」、「来訪者管理戦略」、「危機管理戦略」、「情報提供戦略」の4点から、保全と活用に大別してそれぞれの方向性を示す。

(1) 保全指針＝保全対策

①松原の保全

今回の構成資産登録は、松原と駿河湾越しの富士山の景観のみならず、日本人の心の美意識を認められたものであり、松林を何よりも重点的に保全していかなければならない。そのために、地域住民も含めた、産官学民が連携し、松葉の清掃や資源として活用、計画的な植林、必要な間伐等、効果的かつ効率的な保全活動を推進する。

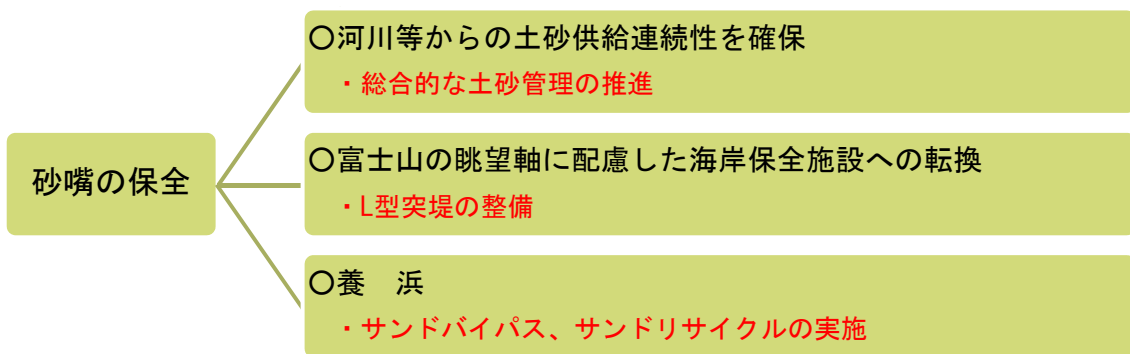
また、静岡県における「三保松原の松林保全技術会議」での協議結果を取り込み、松原の保全に特化した、官民の統一的な管理を目指す「松原管理基本計画」を策定する。その計画の中で、下記のとおり、松原保全の課題（3－（1）－①～③・⑤～⑥）解決に向けた取組を進める。



②砂嘴の保全

砂嘴の保全の課題（3－（1）－④）解決に向けて、消波ブロックは砂浜や松林を守る上で、大きな役割を果たしているが、イコモスからの指摘を踏まえ、静岡県が主体となり、景観に配慮した工法を検討する。

静岡県による「三保松原白砂青松保全技術会議」及び「清水海岸侵食対策検討委員会」では、以下のとおり対応方針をまとめている。なお、保全と平行してモニタリングを継続的に実施し、必要に応じて、順応的な対策の見直しを行うこととしている。

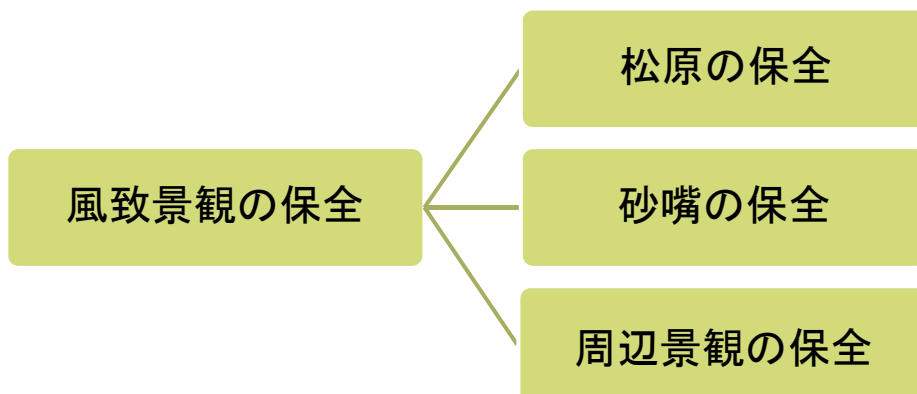


③風致景観の保全

『三保松原』、とりわけ重要な地点である羽衣の松付近から富士山を眺望する際、両者の間には広大な海面が介在することから、眺望軸に負の影響を与える開発行為は実質的に想定できない。

『三保松原』における風致景観の保全は、松原と砂嘴の保全と同義であるが、周辺の景観の保全についても配慮していく。

同時にそうした景観を今日まで守ってきた地域文化を継承していく。



(2) 活用指針

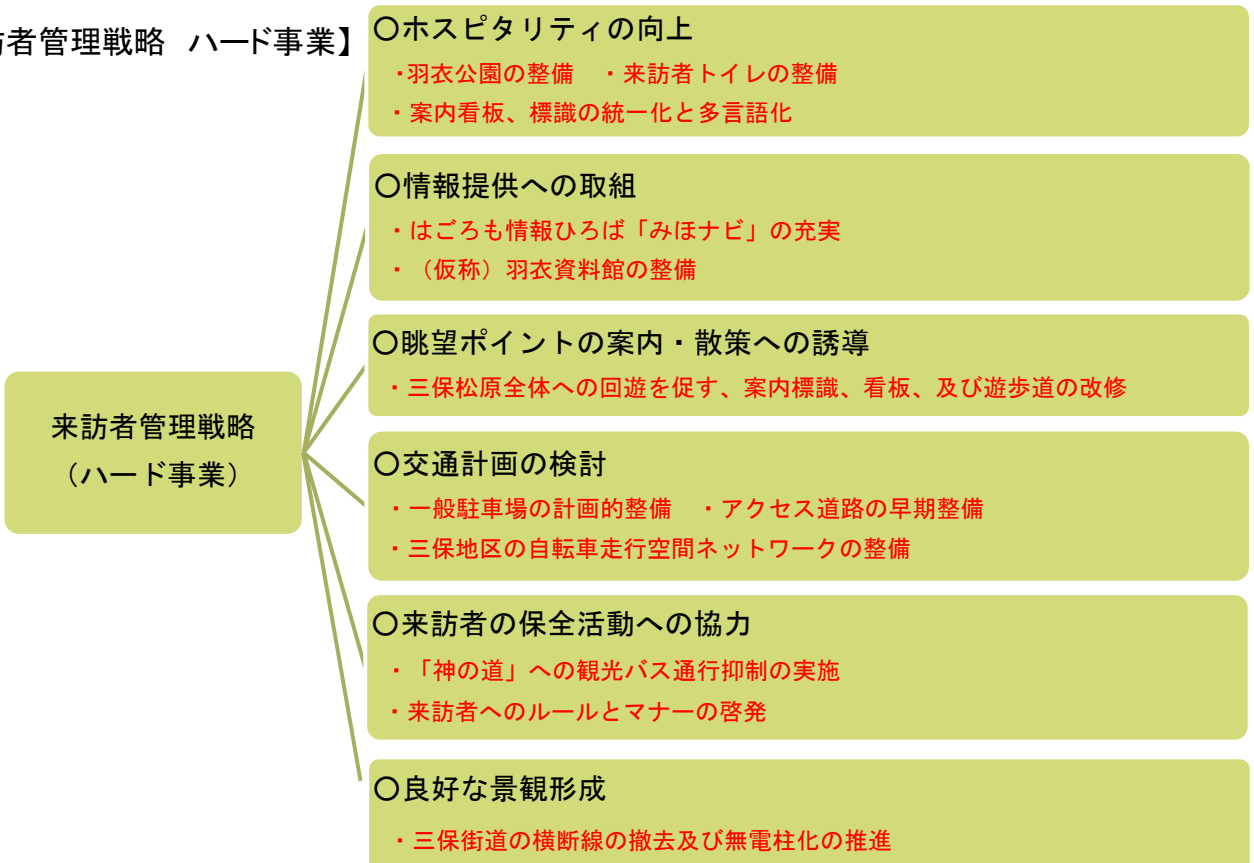
イコモスが制定した「国際文化観光憲章 1999」における原則には、「国内および国際観光は文化交流のための主要手段であるがゆえに、保存はホスト・コミュニティの成員と訪問者にとってコミュニティの遺産と文化について直接体験し理解するための責任とすぐれた機会を提供すべきである。」また、「遺産に対して保存と観光プログラムとは、訪問者の体験が価値があり、満足がゆき、楽しいものになるように保証しなくてはならない」と記載されている。この原則を加味し、持続可能な活用指針を定める。

① 来訪者管理戦略（世界文化遺産に相応しい環境整備）

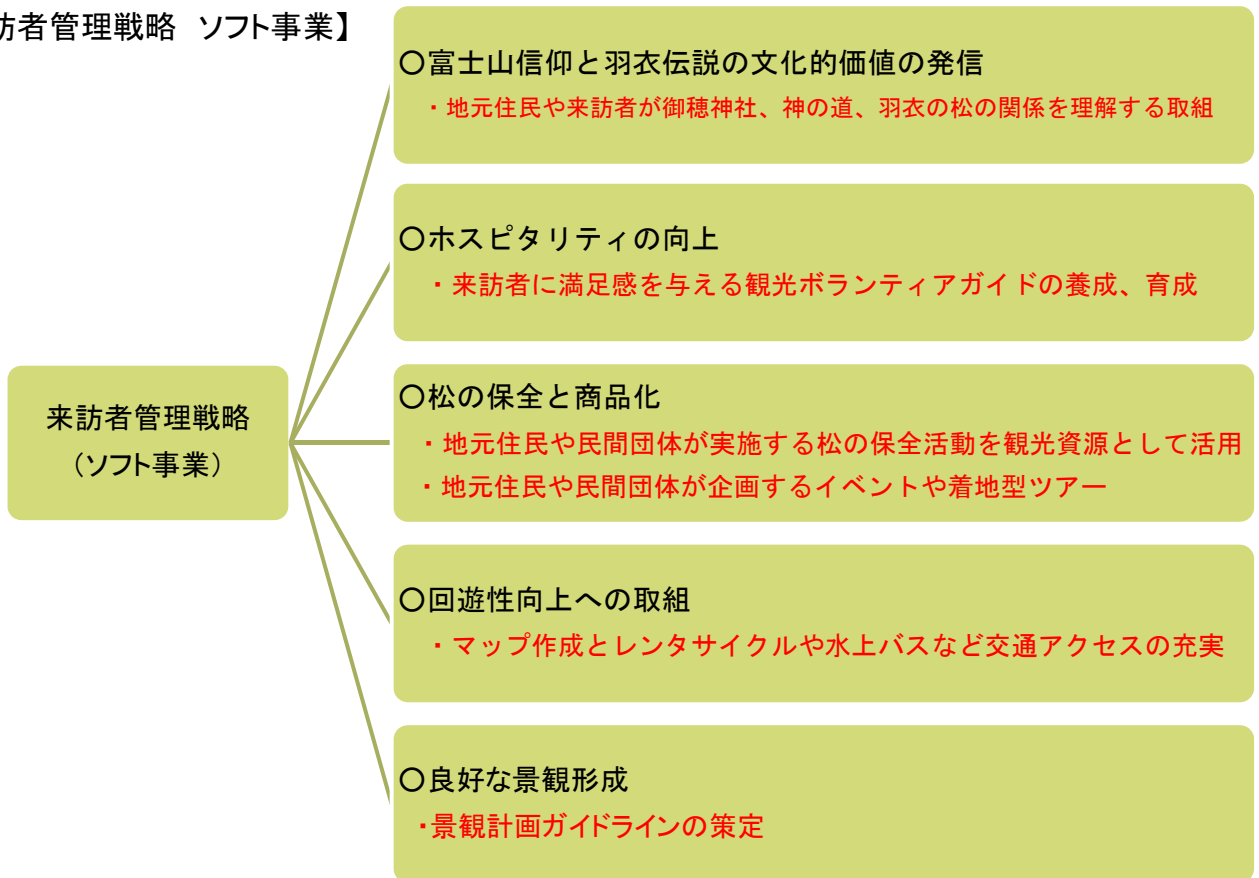
登録を機に、全国さらには世界からの、多くの来訪者が美しい風致景観や価値を実感できるようにハード・ソフト両面で受け入れ態勢を整え、再度の来訪を楽しみにするようなくみが望まれている。

下記のとおり来訪者管理戦略に係る活用の課題（3－（2）－①～⑧）解決に向けた取組を実施し、来訪者の満足度の向上へつなげる。ただし、そのための乱開発や乱活用は避け、環境への負荷を最小限に留めなければならない。

【来訪者管理戦略 ハード事業】



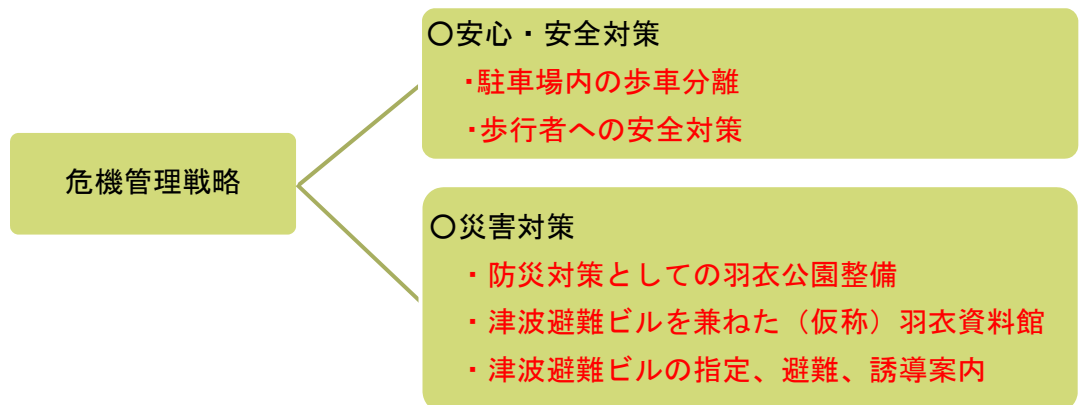
【来訪者管理戦略 ソフト事業】



②危機管理戦略（世界文化遺産に相応しい環境整備）

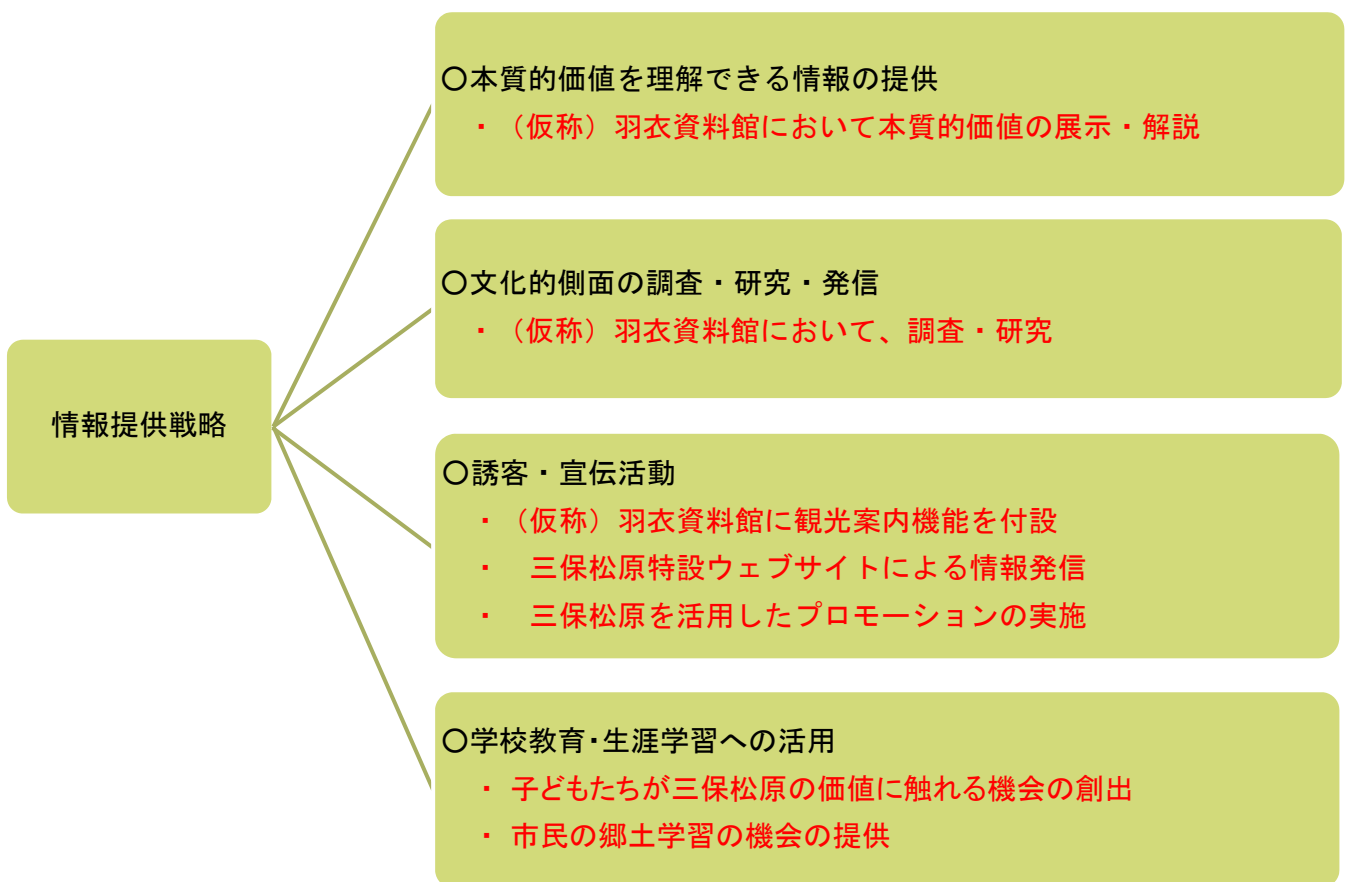
来訪者が安心、安全に観賞できるよう自然災害への対応、避難場所の確保など安全対策に努める。

下記のとおり、危機管理戦略に係る活用の課題（3－（2）－③～⑤）解決に向けた取組を実施する。なお、具体的な対策の内容については、関連する諸計画の中で定めていく。



③ 情報提供戦略（本質的価値・顕著な普遍的価値の発信）

今回の登録には、富士山の眺望地点であるということだけではなく、富士山と『三保松原』が一体であると捉えてきたことで多くの芸術・文学作品が生み出されたことや富士山信仰の対象として評価されたことが大きく寄与している。これらの価値を広く内外に周知していく。下記のとおり、情報提供戦略に係る活用の課題（3－（2）－①）解決に向けた取組を実施する。



6 関連する諸計画

具体的な事業の推進にあたっては、以下の関連する諸計画との整合を図る。

①富士山包括的保存管理計画（静岡・山梨両県が策定）

静岡県・山梨県及び国、市町村等が協力し、25の構成資産からなる世界文化遺産「富士山」を一体として保存し、その顕著な普遍的価値を次世代へと継承するために、全体を包括的に保存管理する計画である。

②駿河湾沿岸海岸保全基本計画

国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき都道府県が沿岸毎に定めた法定計画で、清水海岸を含む駿河湾沿岸（大瀬崎から御前崎）を対象として、「防護」「利用」「環境」それぞれの観点で海岸の現況、海岸の目指す姿、具体的な整備内容などを示している。

③名勝三保松原保存管理計画

名勝三保松原の本質的価値を明らかにし、その価値を後世に継承していくために保存管理の方針及び具体的な現状変更等の取扱基準を定めたものである。

④三保松原管理基本計画（平成26年度策定予定）

三保松原を後世に継承していくために、松林の適正な密度や計画的な間伐、植林等の松原の管理に特化した、必要な基準を定めるものである。

⑤静岡市総合計画

静岡市の目指すまちの姿を明らかにしたもので、それを実現するために市民と行政とが協働して取り組む、まちづくりの基本的な大綱を示すものである。

⑥静岡市都市計画マスタープラン

将来都市像と都市づくりの方針を定めるもので、都市計画の総合性・一体性を図り、まちづくりの主体としての市民の力が発揮されるよう情報提供を行うことで、都市計画決定とそれに基づく事業に対する合意と円滑化、さらには住民主体の地区計画等を推進するための役割を担う。

⑦静岡市景観計画

豊富な景観資源を活かし、静岡市らしい良好な景観形成を推進するための基本的な考え方や、取組み方についてまとめた計画。

⑧静岡市景観形成ガイドプラン

市民・事業者と行政とが協働で良好な景観づくりを進めていくための指針を示したもの。良好な景観を市民共通の財産として再発見し、活かしていくことの必要性について、市民・事業者・行政それぞれの理解を深め、景観形成に関しての意識を高めることを目的としている。

⑨無電柱化推進計画

安全かつ安心して利用できる道路空間の形成、また都市景観の向上、都市防災機能の強化のため、中心市街地、商業地・繁華街、区画整理事業区域・景観上重要な区域などにおいて、無電柱化の整備を行ってきており、引き続き事業を推進していく。

なお三保地区については富士山周辺地域の無電柱化推進検討部会での議論を踏まえ、良好な景観形成を図っていく。

⑩静岡市環境基本計画

環境基本条例に定める「良好な環境の保全と将来への継承」などの、5つの基本理念の実現に向けて、本誌の自然条件や社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を総合的に推進するための基本的な計画。

⑪静岡市文化振興ビジョン

「個性あるしずおか文化の創造と継承 ～人が文化を創り、文化が人を育てる都市(まち)を目指して～」を基本理念とし、国内はもとより世界に通用する国際的都市として成長していくために、文化振興を目指す。

⑫静岡市森林整備計画

本市内の森林を適切に整備していくことを目的として、本市における森林関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めた計画。

⑬静岡市緑の基本計画

市における緑地の保全・創出に関する施策や事業を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画。

⑭静岡市自転車道ネットワーク整備計画

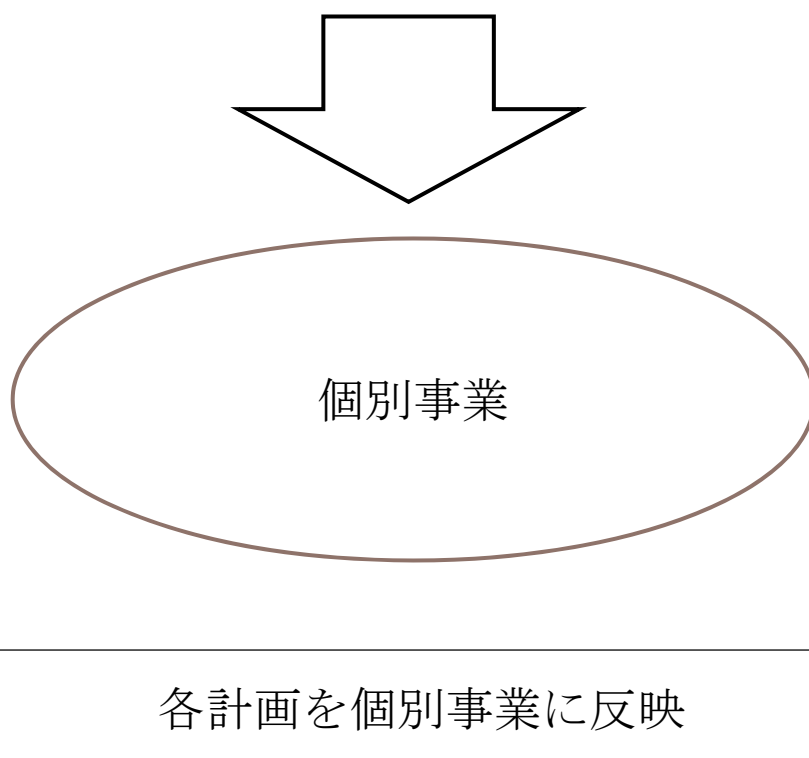
全国的に見ても自転車の利用率が高い本市において、安全・快適な自転車の走行空間整備を進め、地域の交流や連携、魅力の創出に努めるために策定する。

⑮静岡市観光戦略

市の持つ多くの素晴らしい地域資源をクローズアップし、街のイメージ向上と他地域への認知度向上のストーリーを市民が主役となって、静岡市の国際・国内観光の振興を推進し「観光都市 静岡市」を目指す。

⑯三保半島地区都市再生整備計画

まちの骨格となる道路や公園・下水道等の都市基盤の整備を行うことにより、良好な市街地の形成を図ると共に、名勝『三保松原』を核とした、歴史・文化・自然環境の豊富な「地域資源」を磨き上げるまちづくりの施策を合わせて行うことにより、文化・環境・生活の交流半島まちづくりの実現を目指す。



個別事業一覧(案)

掲載事業の中には静岡市第3次総合計画の策定において、検討中の事業も含まれます。

基本理念(めざすべき姿)

緑豊かな松原と美しい砂嘴
 天空に聳える富士山が
 織りなす風致景観を
 未来に引き継ぐ



基本方針

三保松原の価値を
 守りつなげる

三保松原の価値を
 磨き上げる

三保松原の価値を
 広く伝える

行動指針	ページ (本冊)	ページ (別冊)	事業名	担当課	H26	H27	H28	H29	H30	H31 以降	
保全指針	松原の保全	20	1	森林病害虫等防除事業	県中部農林事務所森林整備課						
		20	2	松原の健全な育成に向けた実証実験等事業	治山林道課						
		20	3	松くい虫防除事業	治山林道課						
		20	4	県単治山(保安林機能強化)事業	県中部農林事務所治山課						
		20	5	三保松原保全活用事業	文化財課						
		20	6	三保松原松葉拾い等支援事業	観光・シティプロモーション課						
		20	7	資源としてのマツの活用の推進	観光・シティプロモーション課						
		20	8	清水羽衣公園内の異種樹木伐採事業	都市計画事務所						
	24	26	(民間)三保松原保全活用事業	三保地区連合自治会・羽衣の舞保存会							
	20	27	(民間)ボランティア清掃事業	NPO三保松原羽衣村							
	20	28	(民間)三保松原保全事業(植樹園プロジェクト)	三保松原フューチャーセンター							
	20	29	(民間)三保松原保全事業(まつペレプロジェクト)	三保松原フューチャーセンター							
	砂嘴の保全	21	9	高潮対策事業(三保地区の景観改善)	県静岡土木事務所工事第2課						
		21	10	高潮対策事業(養浜工事)	県静岡土木事務所工事第2課						
		風致景観の保全	23	11	静岡市景観計画	建築総務課					
	22		12	三保街道の景観向上事業及び街路事業	道路計画課・道路保全課						
21	9		高潮対策事業(三保地区の景観改善)(再掲)	県静岡土木事務所工事第2課							
活用指針	来訪者管理戦略	22	13	観光バス駐車場整備事業	観光・シティプロモーション課						
		22	14	羽衣公園整備事業	緑地政策課・公園整備課						
		22	15	三保半島観光トイレ整備事業	観光・シティプロモーション課						
		22	16	観光案内看板・観光案内標識の整備事業	観光・シティプロモーション課						
		22	17	三保地区自転車走行ネットワーク整備事業	道路保全課						
		22	18	(仮称)羽衣海岸緑地整備事業	公園整備課						
		22	19	(市)羽衣海岸線((都)羽衣海岸線)整備事業	清水道路整備課						
		22	20	(仮称)羽衣資料館建設事業	文化財課						
		22	21	三保松原回遊性向上策事業	観光・シティプロモーション課						
		22	22	遊歩道の整備事業	観光・シティプロモーション課						
		23	23	三保松原観光ボランティア養成支援事業	観光・シティプロモーション課						
		22	24	河川海岸環境整備事業	県静岡土木事務所工事第2課						
	20	6	三保松原松葉拾い等支援事業(再掲)	観光・シティプロモーション課							
	23	11	静岡市景観計画(再掲)	建築総務課							
	22	12	三保街道の景観向上事業及び街路事業(再掲)	道路計画課・道路保全課							
	危機管理戦略	22	14	羽衣公園整備事業(再掲)	緑地政策課・公園整備課						
		21	9	高潮対策事業(三保地区の景観改善)(再掲)	県静岡土木事務所工事第2課						
		21	10	高潮対策事業(養浜工事)(再掲)	県静岡土木事務所工事第2課						
22		19	(市)羽衣海岸線((都)羽衣海岸線)整備事業(再掲)	清水道路整備課							
22		20	(仮称)羽衣資料館建設事業(再掲)	文化財課							
情報提供戦略	23	23	三保松原観光ボランティア養成支援事業(再掲)	観光・シティプロモーション課							
	22	20	(仮称)羽衣資料館建設事業(再掲)	文化財課							
	24	30	(民間)三保松原キャンドルナイト「あかり ともる よる」	あかりともるよる実行委員会							
	24	31	(民間)三保っこ勉強会	三保松原フューチャーセンター							
地域文化の継承	24	26	(民間)三保松原保全活用事業(再掲)	三保地区連合自治会・羽衣の舞保存会							
	24	25	羽衣まつり補助金事業	文化振興課							

7 組織体制

① 地域活性化事業統括会議

- 目的：静岡市の意思決定機関
各局等及び各独立機関相互の連携を確保し、並びに総合的な調整を図り、事業の重要な方針等について協議決定する。
- 構成：静岡市長・副市長・関係局長
- 開催時期：月に一度
- 事務局：静岡市地域活性化事業推進本部

② 三保松原事業統括会議

- 目的：静岡市の三保松原に関する局長級会議
地域活性化事業統括会議において協議決定するにあたり、必要な検討及び調整を行う。
- 構成：副市長・関係局長
- 開催時期：必要に応じて召集
- 事務局：静岡市地域活性化事業推進本部

③ 三保松原事業統括会議 検討部会

- 目的：静岡市の三保松原関連事業に関する課長級会議
三保松原事業統括会議における協議に必要な調査、検討等を行う。
- 構成：関係課長
- 開催時期：必要に応じて召集
- 事務局：静岡市地域活性化事業推進本部

④ 三保松原保全活用計画検討委員会

- 目的：三保松原保全活用計画の策定やその実施にあたり、専門的見地から助言する。
- 構成：学識経験者9名及び静岡県富士山世界遺産課・静岡県教育委員会文化財保護課が指導機関として同席し、必要に応じて発言する。
- 開催時期：年3回
- 事務局：静岡市文化財課

⑤ **三保松原保全活用庁内連絡会議**

目 的：三保松原保全活用計画の策定へ向けた総合的な調整を行う。
構 成：静岡市の関係課長
開催時期：必要に応じて召集
事 務 局：静岡市文化財課

⑥ **三保松原の松林保全技術会議**

目 的：松林の保全技術に関して、専門的見地から助言する会議。
構 成：学識経験者・行政代表
開催時期：年に3回程度
事 務 局：静岡県森林整備課

⑦ **名勝三保松原保全育成連絡協議会**

目 的：三保松原の保全育成及び活用に関する住民代表を含めた
連絡調整、意見聴取等を目的とする会議。
構 成：関係行政機関・関係団体・住民代表者等
開催時期：年に3回程度
事 務 局：静岡市文化財課

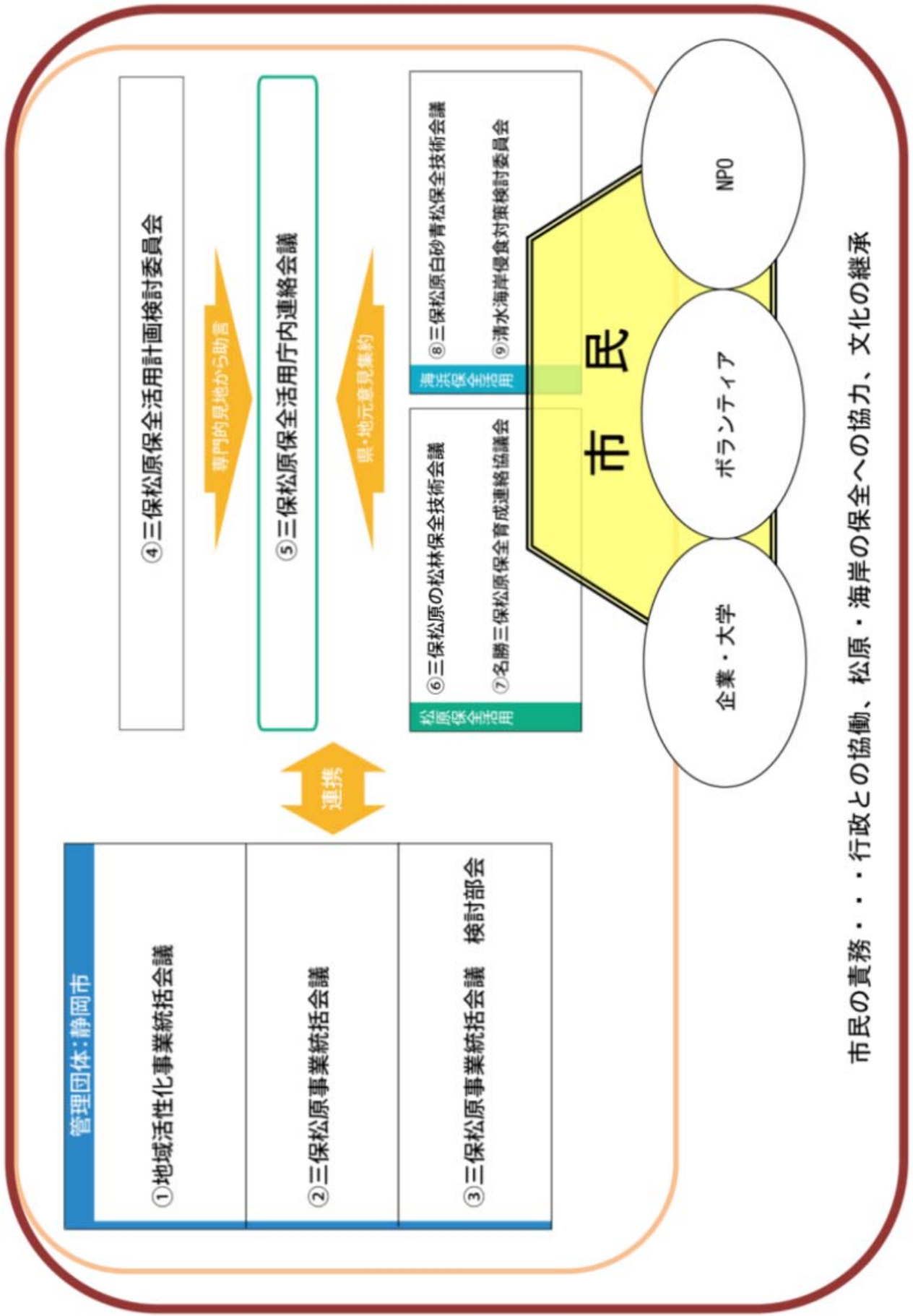
⑧ **三保松原白砂青松保全技術会議**

目 的：清水海岸における海岸防護と景観の両立を目指す有識者会議。
構 成：学識経験者・行政代表
開催時期：年に2回程度
事 務 局：静岡県河川企画課

⑨ **清水海岸侵食対策検討委員会**

目 的：清水海岸の保全に向けた有識者及び関係機関、住民代表の
会議である。
構 成：学識経験者・関係機関・住民代表者等
開催時期：年に2回程度
事 務 局：静岡県静岡土木事務所

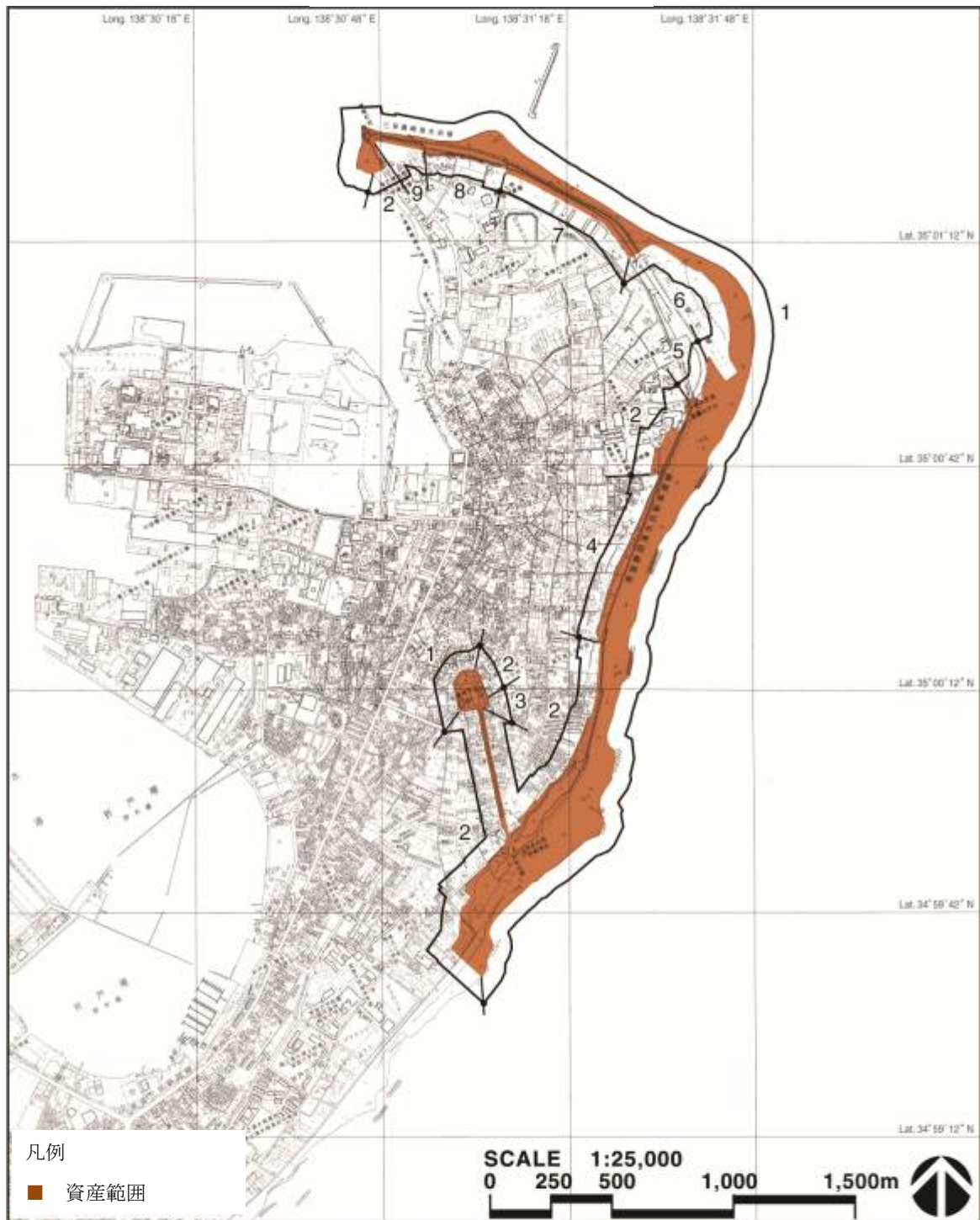
三保松原の持続可能な保全と活用



市民の責務・・・行政との協働、松原・海岸の保全への協力、文化の継承

頁	用語	意味
P8	名勝指定基準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準により、11の項目が定められている。1 公園、庭園 2 橋梁、築堤 3 花樹、花草、紅葉、緑樹などが叢生する場所 4 鳥獣、魚虫などが棲息する場所 5 岩石、洞窟 6 峡谷、瀑布、溪流、深淵 7 湖沼、湿原、浮島、湧泉 8 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼 9 火山、温泉 10 山岳、丘陵、高原、平原、河川 11 展望地点
P8	叢生（そうせい）	植物が群生しているさま。
P8	島嶼（とうしょ）	大小の島。
P10	真実性	文化遺産における資産の価値（登録推薦の根拠として提示される価値基準）が真実かつ信用性を有していること。
P18	風致（ふうち）	自然の風景などのもつおもむき、味わい。
P12	富栄養化	栄養分が自然の状態より増えすぎてしまうこと。
P17	ホスピタリティ	親切なもてなし、歓待、厚遇。
P17	サイン（計画）	市民及び来訪者を含めたあらゆる人々が、目的地に安全かつ円滑に移動出来るように、その情報伝達手段となる標識や案内板などの「サイン」を体系的に整備するための計画。
P17	ペレット（化）	製材廃材や林地残材、古紙といった木質系の副産物、廃棄物を粉碎、圧縮し、成型した固形燃料。
P21	眺望軸	その土地の地形的特徴などから生まれる独自で良好な景観。
P21	L型突堤	縦堤によって海岸線に沿って運ばれる土砂を阻止するとともに、横堤によって沖への土砂の流出を防ぐことで海浜の安定化を図る構造物。上空から見るとアルファベットの”L”のように見えることからこう呼ばれる。
P21	サンドバイパス	防波堤や導流堤など海岸に設置された構造物によって沿岸を流れる土砂の移動が阻害された場合に、構造物の上手側に蓄積した土砂を人工的に下手側の海岸に運搬・供給することにより、浸食の防止を図る方法。
P21	サンドリサイクル	浸食箇所の手側の海岸に堆積した土砂を人工的に運搬・供給することにより、浸食の防止を図る方法。
P23	着地型ツアー	観光客や旅行者を受け入れる地域が自分たちの持つ観光資源を生かして企画するツアー。

構成資産の境界設定根拠



範囲設定に使用した境界

1. 文化財指定範囲（名勝三保松原）の境界
2. 文化財指定範囲（名勝三保松原）における特別規制地区と規制地区の境界
3. 道路（市道）界（道路敷除く。）
4. 散策路界（散策路敷含む。）
5. 道路（県道静岡清水自転車道）界（道路敷除く。）
6. 飛行場境界
7. 道路（県道静岡清水自転車道）界から 25m 線
8. 散策路界（散策路敷除く。）
9. 民有地境界から 15m 線

三保松原保全活用計画検討委員会委員及びオブザーバー名簿

専門分野	氏名	役職名
景観・名勝 (副委員長)	天野 光一	日本大学教授
都市計画 (委員長)	川口 宗敏	静岡文化芸術大学名誉教授
自然・植物	湯浅 保雄	静岡植物研究会
歴史	中村 羊一郎	元静岡産業大学教授
交通政策	久保田 尚	埼玉大学教授
林政学	宮林 茂幸	東京農業大学教授
文化・芸術	福士 雄也	静岡県立美術館学芸員
観光戦略	山本 早苗	常葉大学准教授
海岸工学	田中 博通	東海大学教授
オブザーバー	静岡県富士山世界遺産課	
オブザーバー	静岡県教育委員会文化財保護課	